

郡山市被災者住宅再建支援金支給要綱

平成29年3月27日制定

令和4年6月28日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市内において発生した自然災害により、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号。以下「法」という。）

第2条第2号に定める被害と同等の被害をその居住する住宅に受けた者のうち、被災者生活再建支援法施行令（平成10年11月5日政令第361号。以下「政令」という。）第1条各号に定める区域外に住宅があるために法による支援を受けられない者に対し、その住宅の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るため、予算の範囲内で郡山市被災者住宅再建支援金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害により郡山市内の区域において1以上の世帯の住宅が全壊する等次号に定める被災世帯が生じた災害（政令第1条に規定する自然災害を除く。）で福島県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱第2条第1号に定めるものをいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）

イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除き、かつ、内閣府政策統括官（防災担当）通知「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日付け府政防1746号）別紙1第2で定義するものとし、以下「中規模半壊世帯」という。）

- (3) 単数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯をいう。
- (4) 複数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である世帯をいう。
- (5) 基礎支援金 被災者住宅再建支援金のうち、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (6) 加算支援金 被災者住宅再建支援金のうち、住宅の再建の方法に応じて支給する支援金をいう。
- (7) 避難勧告等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項若しくは第6項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第61条第1項の規定による立退きの指示をいう。
- (8) 立入制限等 災害対策基本法第63条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第2項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令をいう。
- (9) 特定長期避難世帯 長期避難世帯であって次に掲げる世帯（その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯を除く。）をいう。
 - ア 当該自然災害について避難勧告等がその区域の全部について行われた本市の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して3年を経過したもののうち、その区域の全部又は一部について災害対策基本法第60条第5項（同法第61条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して2年以内にその区域内に再度居住することとしているもの
 - イ 当該自然災害について立入制限等がその区域の全部について行われた本市の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過したもののうち、その区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して2年以内にその区域内に再度居住することとしているもの

（被災者住宅再建支援金の支給）

第3条 市長は、郡山市内において、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者住宅再建支援金の支給を行うものとする。

2 被災者住宅再建支援金の額は、別表のとおりとする。

（支給申請）

第4条 被災世帯となった世帯の世帯主は、被災者住宅再建支援金の支給を受けようとする場合

は、郡山市被災者住宅再建支援金支給申請書（第1号様式）にり災証明及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請期間）

第5条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる被災者住宅再建支援金の種類に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

- (1) 基礎支援金 当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までの間
- (2) 加算支援金 当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までの間
- (3) 被災者住宅再建支援金（別表備考5に規定する加算額に係る部分に限る。） 当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して13月を経過する日までの間

2 前項の規定にかかわらず、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、被災世帯となった世帯の世帯主がその期間内に被災者住宅再建支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

(支給決定)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があったときは、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと認めたときは、その支給を決定するものとする。

2 市長は、支援金の支給を決定したときは、速やかに、郡山市被災者住宅再建支援金支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援金を支給しないことを決定したときは、速やかに、郡山市被災者住宅再建支援金不支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(被災者住宅再建支援金の支給の条件)

第7条 市長は、支援金の支給の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 支援金に係る予算の執行の適正を期するため、市長が必要と認めるときは、市長が行う報告又は必要な書類の提出の求めに応じること。

(2) 支援金の交付に関する書類を整備するとともに、支援金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金の支給の申請があったとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、郡山市被災者住宅再建支援金支給決定取消通知書（第4号様式）により当該支給の決定の全部又は一部を取り消した者に通知するものとする。

(被災者住宅再建支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に被災者住宅再建支援金が支給されているときは、郡山市被災者住宅再建支援金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、法に基づく被災者生活再建支援金の支給に関する事務に準じるほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行し、平成28年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行し、令和3年12月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

別表（第3条関係）

（単位：万円）

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
	解体世帯		補修	100	200
	長期避難世帯		賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
	解体世帯		補修	75	150
	長期避難世帯		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

備考

- 「建設・購入」とは、その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯をいう。
- 「補修」とは、その居住する住宅を補修する世帯をいう。
- 「賃借」とは、その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯をいう。
- 加算支援金のうち、2以上に該当するときの加算支援金の額は、最も高いものとする。
- 特定長期避難世帯の世帯主に対する被災者住宅再建支援金の額は、複数世帯にあつては当該額に70万円を加えた額（その額が300万円を超えるときは、300万円）、単数世帯にあつては52万5千円を加えた額（その額が225万円を超えるときは、225万円）とする。

災害名 [市区町村記入欄]

郡山市受付欄

様式第1号 (第4条関係)

郡山市被災者住宅再建支援金支給申請書

申請日 令和 年 月 日

郡山市長

郡山市被災者住宅再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者氏名

Table with 2 columns: 申請回数 [支給番号], 初回, 2回目 [以降]

世帯主以外の方が申請する場合はその理由:

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名

Table for household head details: ふりがな, 氏名, 生年月日, 性別, 大・昭平・令, 年 月 日, 男 女

②被災した住宅の住所 (被災住所)

〒

③世帯員の氏名 (初めて申請される方は必ず記入してください。)

7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

Table for household members: 1, 2, 3 rows with columns for ふりがな, 生年月日, 大・昭平・令, 年 月 日, 4, 5, 6

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

□前回申請と同じ (前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。)

Form for current address: 現在の住所, □被災住所と同じ 〒, 電話番号 ()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

□前回申請と同じ (前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。)

Table for bank account details: 金融機関名, 支店名等, 種別, 口座番号, ゆうちょ銀行, 記号, 番号, 口座名義 (カナ)

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください (前回と同じ名義であれば記入不要です)

IV

(1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円		
半壊解体	100万円	75万円		
敷地被害解体	100万円	75万円		
長期避難	100万円	75万円		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

 申請額(A-B)： _____ 万円

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円		
補修	100万円	75万円		
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円
	補修	50万円	37.5万円	
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者 除く	25万円	18.75万円	25万円

申請額(C-D)： _____ 万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村記入欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

担当部署 _____ 担当者名 _____

第2号様式（第6条関係）

郡山市被災者住宅再建支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付で申請のあった郡山市被災者住宅再建支援金について、次のとおり支給することに決定したので、郡山市被災者住宅再建支援金支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

第 3 号様式（第 6 条関係）

郡山市被災者住宅再建支援金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付で申請のあった郡山市被災者住宅再建支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので、郡山市被災者住宅再建支援金支給要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

(理由)

第 4 号様式（第 8 条関係）

郡山市被災者住宅再建支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付け 第 号で支給の通知をしました郡山市被災者住宅再建支援金については、下記の理由により支給の決定の（全部・一部）を取り消します。

記

(理由)

(備考)

第5号様式（第9条関係）

郡山市被災者住宅再建支援金返還請求書

第 号
年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付け 第 号で支給の決定をしました被災者生活再建支援金については、年 月 日付け 第 号でその（全部・一部）を取り消しましたので、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法